

令和 8 年度 海洋博公園沖縄国際洋蘭博覧会工作物設置等業務
特記仕様書

1. 適 用

本特記仕様書は、令和 8 年度海洋博公園沖縄国際洋蘭博覧会工作物設置等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 目 的

本業務は、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区（以下「本公園」という。）の熱帯ドリームセンターで実施する沖縄国際洋蘭博覧会において、工作物及び看板の設置・撤去等を行う業務である。

3. 業務期間及び場所

期間：契約締結日の翌日～令和 9 年 1 月 31 日

場所：国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区

4. 業務内容

請負者は、本業務を円滑に行えるよう、業務責任者を選任し、担当職員へ通知する。

請負者は、本公園で実施する沖縄国際洋蘭博覧会において、各種展示や体験イベントを実施するために必要な仮設工作物、看板等の設置・撤去および看板に貼付するシール等の作成を行う。本業務の遂行に当たっては、工作物設置等スケジュール（別紙 1）を参考に実施工程表を作成し、担当職員へ提出する。業務期間中の工作物の管理（移動、補修等）は、請負者がこれを負うものとする。

設置する工作物及び看板シールについては、数量総括表及び設置場所等（別紙 2）を参照して設置する。リース物以外のイベント告知看板及び盤面データについては、（一財）沖縄美ら島財団（以下「財団」という。）から一部を貸与するものとする。

1) 工作物・看板等設置・撤去

海洋博公園内の植物倉庫に保管している工作物等の設置を行う。又、業務終了後工作物等を植物倉庫の元の場所へと戻し、数量・破損等が無いかを確認し担当職員へ報告すること。

2) 看板シール製作等

請負者は、財団より貸与された原稿に基づき、看板シール等を製作するものとする。仕様は数量総括表によるほか、下記のとおりとする。

①貸 与 品 原稿データ

②色 数 片面 4 色 カラー

③台 紙 看板類についてはインクジェットステッカー（裏面糊付きのエンビフィルム）とする。

5. 業務内容の変更

財団は、事由がある場合には、業務の内容を変更、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務に係る料金又は履行期限を変更する必要がある場合は、両者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

6. 権利の譲渡等

請負者は、本業務の成果物（中間成果物を含む）にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）を財団に譲渡する。

なお、請負者は、本業務完了後、成果物引渡時に別紙3「著作権譲渡書」を財団に提出するものとする。

7. 成果品

本業務の成果品は、下記に示すとおりとし、CD-R等電磁媒体にて提出する。

- 1) 写真：全ての工作物及び制作物の設置状況の写真
- 2) 資料：全ての製作物の規格、図面等の資料（別紙3「著作権譲渡書」を含む）
- 3) その他、担当職員が指示した資料

8. 支払い

完了払いとする。（月末締め。翌月27日支払い）

9. 安全管理

請負者は安全管理に留意し、工作物等の設置作業中から撤去に至るまで、その保安に努めること。なお、万一事故が発生した場合は速やかに担当職員へ報告するとともに、関係機関へ報告を行って応急処置をするものとする。

10. 来園者への対応

業務責任者及び作業者は作業現場が公園として利用されていることを十分に認識し、来園者へ配慮すること。また来園者からの質問苦情に対しては適切に対応し必要のある場合はその内容を施設管理担当者に報告すること。

11. 業務用車両

- 1) 業務車両は全て別紙4「車両入園（臨時入園）許可証交付申請書（様式第6-⑥号）」により許可を受けること。
- 2) 園内での制限速度は20km/hを厳守し、来園者の安全に十分に注意すること。
- 3) 車両入園（臨時入園）許可証交付申請書裏面に記載されている「公園内車両運行厳守事項と注意事項」（別紙4）を厳守すること。
- 4) 業務中は、車両入園（臨時入園）許可証を明示すること。
- 5) 業務車両は業者名を表示すること。
- 6) 園内における業務車両の通行については、「園路車輛通行規制について（別紙5）」を厳守

すること。

- 8) 積荷は過積載のないよう十分注意して、交通規則及び園内車両規制を厳守し、積み込み・運搬作業を行うこと。
- 10) 停車及び駐車時は、車止めを使用し車両をしっかり固定すること。
- 11) 各車両につき有資格者が運転すること。
- 12) 毎日の始業前点検を行うこと。

1 2. その他

本特記仕様書に定めのない事項及び定めている事項について疑義が生じた場合は、その都度協議するものとし、軽微な事項については担当職員等の指示に従い誠意をもって本業務の遂行にあたるものとする。